



各 位

平成 26 年 1 月 30 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役社長 益 子 修  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長  
黒井義博  
(Tel. 03-6852-4206)

## 新株式発行に係る発行登録の取下げに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 6 日付けプレスリリース「三菱自動車 資本再構築プラン」に関するお知らせにてお知らせしました新株式発行に係る発行登録について、本日、発行登録の取下げを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取下げた発行登録の概要

- |               |                                                                                   |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行登録書提出日  | 平成 25 年 11 月 6 日                                                                  |
| (2) 募集有価証券の種類 | 当社普通株式                                                                            |
| (3) 発行予定期間    | 発行登録の効力発生予定日から 1 年を経過する日まで<br>(平成 25 年 11 月 22 日～平成 26 年 11 月 21 日)               |
| (4) 発行予定額     | 2,100 億円を上限とします。<br>(注) 下記 2. に記載のとおり、162,904,000,000 円(発行<br>価額の総額)の募集を実施いたしました。 |

#### 2. 発行登録による新株式の発行実績

発行価額の総額 162,904,000,000 円

(注) 上記発行登録による新株式発行とあわせて、海外市場(ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集による新株式発行 80,976,000,000 円(発行価額の総額)を実施しております。

#### 3. 発行登録の取下げ理由

「三菱自動車 資本再構築プラン」の一環として発行登録により予定しておりました株式の募集が終了したため。

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資により、23,250,000 株を上限として、平成 26 年 2 月 25 日に当社普通株式が発行されることがあります。詳細は、平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ及び平成 26 年 1 月 22 日付けプレスリリース「発行価格及び売出価格等の決定」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせをご参照下さい。

以 上

ご注意：この記者発表文は、三菱自動車工業株式会社(以下「当社」という。)の新株式発行に係る発行登録の取下げに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。